



平成 19 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社バーテックス スタンダード

代表者名 代表取締役社長 長谷川 淳
(JASDAQ・コード 6821)

問合せ先

役職・氏名 取締役 根岸 良直

電話 (03) 5725-6112

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、株式会社MI（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり賛同意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社取締役会におきましては、次のような考えに立ちましてこの意見表明を行っております。

当社は、強固な財務構造のもとに順調な業績の拡大を続けておりますが、このたびのモトローラによる当社株式に対する公開買付けにつきましては、当社が参入しております通信機市場における市場の将来性、当社の今後の事業展開を鑑みた結果、モトローラのグローバル販売ネットワークと優れたマーケティング力、そして先端技術開発能力に、当社の強みであります商品開発能力と日本国内販売ネットワークを融合させることによって当社従業員に、より大きな活躍の場を提供するとともに、当社にとりましてより大きな成長の機会が得られると判断いたしました。今後、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの皆様の期待に応え、更なる飛躍を図ってまいります。

なお、公開買付者は、本公開買付け後に当社の筆頭株主である東幸技研株式会社（以下「東幸技研」といいます。）と共同で、当社を完全子会社化する本資本再編（「2. ③ 本公開買付け後の経営方針」に定義しております。）を行うことを企図しており、本公開買付けの結果又はその後の一連の取引を経て当社株式は上場廃止となる可能性があります。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 19 年 11 月 5 日現在)

(1) 商号	株式会社MI	
(2) 主な事業内容	公開買付者は、本公開買付けにより当社の株式を取得し、保有することで当社の事業を運営及び管理することを主たる事業の内容としております。	
(3) 設立年月日	平成19年10月15日	
(4) 本店所在地	東京都千代田区二丁目13番10号東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（共同法共同事業）内	
(5) 代表者の役職・氏名	①代表取締役 マーク・ムーン ②代表取締役 ダニエル・ゲルマン	
(6) 資本金の額	100,000円	
(7) 大株主及び持株比率	モトローラLMRホールディング株式会社 100.00%	
(8) 買付者と当社等の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 当該公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成19年11月5日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、賛

同の意を表明し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める決議をしました。

(2) 当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、米国デラウェア州法人であるモトローラ・インク（以下「モトローラ」といいます。）がその間接的な完全子会社であるモトローラ LMR ホールディング株式会社を通じて発行済株式の全てを間接的に保有している株式会社です。公開買付者は、本公開買付けにおいて当社の株式及び新株予約権を取得することを目的として日本法に基づき新規に設立されております。

公開買付者は、(i) 当社が保有する自己株式及び東幸技研の保有する当社普通株式 2,074,140 株のうち 1,391,940 株（以下「東幸技研継続保有分」といいます。）を除いた当社発行済株式の全て（本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日までに第 6 回新株予約権の行使により発行又は移転される当社株式を含みます。第 7 回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性がなく、含んでおりません。）並びに (ii) 当社により付与された全ての新株予約権を取得する目的で、本公開買付けを実施いたします。公開買付者が、当社が保有する自己株式及び東幸技研継続保有分を除いた当社発行済株式の全てを本公開買付けにおいて取得した場合には、当社の発行済株式のうち約 80%を公開買付者が保有し、東幸技研が約 20%を保有することになります。

本公開買付けにおいては、添付資料 1：「本公開買付けの概要」の「(4) 買付予定の株券等の数」に記載のとおり、買付予定の下限として 3,479,900 株が設定されております。当該買付予定の下限は、本公開買付けにおいて、公開買付者が、当社の総議決権数の過半数を保有することを確保するとともに、後記「⑥ 本公開買付け後のいわゆる二段階買収に関する事項」にその詳細が記載されているとおり、本公開買付け完了後に開催される予定の株主総会において、公開買付者及び東幸技研が、あわせて総議決権数の 3分の2以上を保有することを確保するために設定されるものです。

公開買付者は、当社の筆頭株主である東幸技研から、東幸技研継続保有分を除くその保有する当社株式の全て（当社の発行済株式総数の約 9.27%）を本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、当社の代表取締役社長である長谷川淳からも、その保有する当社株式の全て（当社の発行済株式総数の約 6.71%）を本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った過程

当社は、日本及び全世界において、無線通信機器及び情報通信機器の製造及び販売を主たる事業として行っている企業であります。当社は、昭和 31 年に設立され、昭和 33 年には SSB 無線機の製造販売を開始しました。当社の事業は当初アマチュア無線機器製品を中心に築かれてきましたが、今日では世界中で販売されている移動通信機器、海上無線及び航空無線にもその事業を拡大してきました。当社はその高品質な製品によって世界において認知されており、特に移動無線通信機器の分野では、ボリュームゾーンでのソリューションで強いブランド力を発揮しております。当社は、平成 3 年の株式公開以来、海外での事業展開に注力して参りました。重点事業分野に集中した通信機器のスペシャリストとして、当社は、主としてその製品の潜在的需要の見込める対象地域において販売代理店を通じた販売活動により、グローバルかつ積極的な事業を行って参りました。移動通信機器には、消費者向け無線（主として個人顧客が購入し、レジャー、レクリエーションまたはグループ活動等のプライベート用途に用いられる、ファミリー無線とも呼ばれる製品）と業務用無線（業務の基幹となるまたは事業に不可欠な業務用

通信のために、企業または団体が主として購入する製品)を含みます。当社は、移動通信機器の業務用無線の分野において新しいデジタル技術を採用した買い替え製品需要の活性化とともに、世界中の新興国市場における新たな需要に適応したコスト効率に優れた製品の需要の拡大が期待される中、今後の大きな成長機会を確保するためには、グローバルな販売ネットワークの拡充により新興国市場におけるグローバルなプレゼンスを確立することが経営課題であると認識しておりました。

モトローラは、米国を本拠とし、世界中で事業展開している、革新的なワイヤレス及びブロードバンド通信技術並びに関連電子部品を有する企業として知られております。1928年の設立以降、モトローラは、政府機関、企業及び商業用モバイル機器の分野において、音声及びデータワイヤレス通信をリードして参りました。1940年「ハンディー・トーキー」という世界初の携帯型双方向無線通信機を開発して以来、モトローラは事業範囲を拡大し、多くの事業分野へ幅広い無線通信機器製品を提供して参りました。モトローラの主要な事業分野は、エンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業（政府機関、企業及び商業モバイルサービス提供者のための双方向無線機器並びに音声通信機器製品及びサービス）、ホーム・ネットワーク・モビリティ事業（ケーブル、衛星放送、有線放送及び無線サービス業者向けの、家庭及びブロードバンドアクセスシステム用のデジタルビデオソリューションを含む、多様なブロードバンドシステム）及びモバイルデバイス事業（統合ソフトウェア及び付属品を含む携帯電話等の無線端末）で構成されております。このうち、エンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業における官公庁、パブリックセーフティ部門においては、世界中で公共安全機関、政府機関、医療機関、タクシー及び警備会社等の企業並びに一部の製品については個人のお客様に対し、移動通信無線機器の製造販売を行っております。そのような中、モトローラは、双方向無線機器事業を拡大するとともに、移動通信無線機器製品の範囲を拡張することができるような事業協力を行うことを検討して参りました。当社はアマチュア無線において高い評価を受けており、アマチュア無線分野で事業を行っていないモトローラに、同分野でのプレゼンスをもたらすこととなります。また、当社は、モトローラがあまり供給していない種類の移動無線通信機器製品を有しています。

無線通信機器市場においては、特に新興国市場を中心として近年急速に競争がグローバルに過熱するとともに、革新的な技術の普及に伴って新規に市場へ参入する競合他社がある一方で、他のワイヤレス通信技術の発達に伴い、隣接技術市場からの競争圧力も高まりつつあります。モトローラは、かかる事業環境において、移動通信無線事業における新たな成長を促進するために、ボリュームゾーン製品を中心として製品ラインを整備し、より幅広い製品を供給できる体制を構築することといたしました。さらに、モトローラはボリュームゾーン製品の研究開発を促進することのできるエンジニアリングチームを必要としておりました。モトローラはこのような幅広い製品ラインをグローバルに構築された営業体制を通じて販売することにより、世界中のより多くのお客様に幅広い高品質の製品を販売することが可能となるものと信じており、その事業体制の中でかかる事業戦略を進めるパートナーとして、補完的な製品ラインと優れた製品開発力を持つ当社を最適の候補であると考えました。当社といたしましても、今後の大きな成長機会を確保するためには、グローバルな販売ネットワークの拡充により新興国市場におけるグローバルなプレゼンスを確立することが必要であり、そのパートナーとして、モトローラが最適な候補であると考えました。当社は、モトローラと、平成18年2月頃より、まずOEM（相手先ブランド製造）の形態による無線機器事業アライアンスの可能性を検討するための協議を開始しました。その後、両社は、平成18年2月頃から9月頃までの間、事業アライアンスの可能性について検討を続けると共に、ジョイントベンチャーによる事業共同の可能性についても検討致しました。そして平成18年9月には、当社とモトローラは、開発供給契約を締結しました。当該契約締結以降にも、両社は、モトローラによる当社への少数資本参加から完全な買収まで含めてジョイントベンチャーの組成の可能性を中心に協議を重ね、かかる協議を通じて、両社は、お互いが望ましいビジネスパートナーとして、無線通信事業における各々の強みを統合することにより、両社がより良いサービスを顧客に提供し、競争の激化に対応することが重要であることを相互に認識するに至りました。また、両社は、統合による事業

強化を最大限実現させるためには、変化する市場環境に柔軟に対応して、経営資源を効率よく配分する体制を整えることが必要であり、また、他方で当社の現在の事業運営における強みを保持するために連続的な経営体制が不可欠であることから、当社事業に理解のある共同事業者との、公開買付けによるジョイントベンチャーが、望ましい手段であるという基本的理解に至りました。モトローラは、当社の最大株主としてこれまで当社の安定した経営を支えてきた企業であり、当社代表取締役である長谷川淳がその支配株主であり、当社の事業経営に対して最も理解が深い東幸技研がかかる共同事業者とし、本公開買付け後も従来の経営陣が引き続き会社運営に携わることにより、当社が独立した日本企業として安定した経営を行っていくことが可能となると考え、東幸技研との間で、様々な形態によるジョイントベンチャーの形態と条件に関して、協議を開始するに至りました。モトローラ、東幸技研及び東幸技研の支配株主であり当社の代表取締役社長でもある長谷川淳は、誠実に協議を重ねた結果、平成 19 年 4 月 5 日に、モトローラが当社発行済株式の 80%を保有し、東幸技研が現在の持株比率約 29%のうち 20%を所有し続ける形態での公開買付けを通じたジョイントベンチャーの可能性について各当事者の基本的な理解を確認する内容の拘束力のない基本合意を締結するに至りました。その後、本公開買付け及びその後のジョイントベンチャーの検討に当社も加わり、平成 19 年 8 月以降最終契約の交渉及びデューデリジェンスを実施して参りました。

かかる長期の協議検討及び交渉の過程を経て、平成 19 年 11 月 5 日、公開買付者、モトローラ、東幸技研及び長谷川淳は、公開買付コミットメント契約その他の最終契約を締結し、公開買付者は、合意された買付価格等の条件に従って本公開買付けを開始すること、東幸技研は、その保有する当社普通株式 2,074,140 株（当社の発行済株式数のうち 29.2%に該当します。）のうち、682,200 株について本公開買付けに応募し、残り 1,391,940 株（当社の発行済株式 7,085,250 株から当社の保有する自己株式 329,100 株（単元未満株部分を除く。）を除き、第 6 回新株予約権 2,035 個の目的たる株式 203,500 株を加えた 6,959,650 株の 20%に該当します。）については本公開買付けに応募せず継続して保有すること、長谷川淳はその保有する当社普通株式 475,995 株の全部を応募すること等を合意しました。また、公開買付者、モトローラ及び当社は、平成 19 年 11 月 5 日、本公開買付けの基本的な条件について合意する公開買付契約を締結しました。

当社は、本公開買付けを通じたジョイントベンチャーによって、モトローラのエンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業との間で、営業、流通、開発及び製造過程において次のようなシナジー効果が創出されるものと考えております。まず、モトローラの優れた先端デジタル開発技術と、当社の無線通信開発力とが補完し合い、新しい事業機会に向けた、より高性能で信頼性が高く、かつコスト効率の優れた新しい革新的な製品の開発を促進することができます。グローバルには、モトローラは移動通信無線端末において強いプレゼンス、またシステム開発及び導入において豊富な経験を有しており、当社は、モトローラのプレゼンスがあまり強くないボリュームゾーンの移動通信無線製品を中心として、モトローラ製品に欠けている魅力あるボリュームゾーン製品ラインを有しており、お客様へ幅広い価格レンジのより豊富な製品ラインを提供することが可能になります。すなわち、当社は、アマチュア無線、海上無線及び航空無線等、モトローラが現在事業を行っていない分野にモトローラが進出し、その移動通信無線製品を補完し、ボリュームゾーン製品を提供することを可能とし、新興国市場におけるモトローラのプレゼンスを増加させることができるものと考えております。これは、モトローラのグローバル販売ネットワーク、マーケティング能力及び広告宣伝ノウハウと、当社の製品とを組み合わせることにより可能となるものです。

また、当社は、本公開買付け及びその後のジョイントベンチャーによる、モトローラと当社とのシナジー効果は、それぞれのお客様にも利益を還元することができるものと信じております。例えば、このジョイントベンチャーによって、従来当社の製品に対してアクセスを有していなかったお客様のもとにも、当社の製品を供給することが可能となるものと考えられます。さらに、両社の事業の統合によって、

お客様に対して、コストパフォーマンスの優れた製品を供給することが可能となり、これは価格志向性が強い新興国市場においては特に重要な点であると認識しております。現在、無線機器業界における競合他社は、よりハイティアのデジタル製品の比重を急速に高める方向にあります。当社は、ボリュームゾーン製品の需要は未だ強く存在しており、ジョイントベンチャーによって、より多くのボリュームゾーン製品を市場並びにモトローラ及び当社のお客様に対し供給することができるものと考えております。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付けが成立し、その後の当社の発行済み株式の全て（自己株式及び東幸技研継続保有分を除く。）を取得するための下記「⑥ 本公開買付け後のいわゆる二段階買収に関する事項」に記載される行為等（以下「本資本再編」といいます。）が行われた場合には、公開買付者が発行済全株式（自己株式を除く。）の80%を取得し、東幸技研が残り20%を保有し、当社の経営に共に参加することを予定しております。公開買付者及び東幸技研は、当社と協議の上、当社の代表取締役社長である長谷川淳が本公開買付け後も引続き代表取締役社長 CEO として当社の経営に当たることを予定しております。また、当社の他の4名の取締役は、当社の株主総会における正式な承認を得ることを条件として、本公開買付け後、公開買付者及びモトローラが派遣することを想定しております。

当社において統合による事業強化を最大限実現するためには、公開買付者、モトローラ及び東幸技研にとって、変化する市場環境に柔軟に対応して、経営資源を効率よく配分しうる体制を整えることが重要であります。経営とガバナンス機能とを分離して、業務の迅速な経営判断を可能とし、また、強力かつ効率的なガバナンス体制を確立するため、公開買付者及び東幸技研は、当社に執行役員及び執行役員会を新設することに合意しております。代表取締役社長である長谷川淳に加え、現在の当社の他の経営陣が全員、当社の取締役としてではなく、執行役員会のメンバーである執行役員として、本公開買付けの前後において変わらず当社の業務運営に参加することを想定しております。

公開買付者及びモトローラは、現時点では、当社をモトローラ又は他のモトローラ関連会社と統合することは想定しておりません。本公開買付け完了後も当社は、モトローラのエンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業部に直接属する、別個の法人として独立してその事業を継続することについて合意しております。

④ 当社と公開買付者との間の契約

当社、公開買付者及びモトローラは、平成19年11月5日付で、公開買付契約を締結しております。また、当社は、公開買付者及び長谷川淳との間で、平成19年11月5日付経営委任契約を、公開買付者、モトローラ及び東幸技研との間で、平成19年11月5日付株主間契約を締結しております。

⑤ 本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置

当社は、代表取締役社長である長谷川淳が、東幸技研の支配株主であり、また公開買付者、東幸技研及びモトローラとの間で本公開買付けに関して契約を締結していることから、本公開買付けにおける買付け等の価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための手続を経る必要があると判断しました。

かかる措置の一つとして、当社は、公開買付者、モトローラ、東幸技研、長谷川淳及び当社から独立した第三者機関である大和証券エスエムビーシー株式会社より、当社の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付価格の妥当性を検討する際の参考資料として、当社の株式価値について各種分析が記載されている「株式価値算定書」を平成19年11月5日付で受領しました。当該算定書では、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び時価純資産

価額法の各手法を用いて総合的に評価した結果、当社の1株当たりの株式価値評価のレンジは1,531円から2,630円が相当であると報告されています。当社の取締役会は、当該算定書において報告された前述の評価方法及び当社の1株当たりの株式価値評価レンジを参考に検討した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格が妥当と判断しました。

また、当社は、公開買付者との協議及び交渉並びに本公開買付けの内容の検討に際して、弁護士法人大江橋法律事務所から法的助言を適宜得ております。

当社は、これらの内容・助言も参考にしながら、本公開買付けにつき、慎重に協議、検討を重ね、本公開買付けが、ジョイントベンチャーにより当社事業にもたされるシナジー効果、さらに当社の今後の更なる成長と持続的な企業価値の向上に資するものであり、当社株主に対し、合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断しました。そして、上記のとおり、平成19年11月5日開催の取締役会において、決議に参加しなかった長谷川淳を除く当社取締役7名全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明し、かつ当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨決議し、あわせて本公開買付けに係る最終契約の締結を承認する旨決議致しました。なお、当社取締役のうち、長谷川淳は、東幸技研の支配株主であり、また公開買付者との間で本公開買付けに関して契約を締結していることから、本件公開買付けにおける利益相反回避の観点により、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておらず、また、当社の上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、当社の社外監査役を含まいずれの監査役も、当社取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに、特に異議はない旨意見を述べております。

⑥ 本公開買付け後のいわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、東幸技研継続保有分とあわせて、当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）の3分の2超の株式を取得することになりますが、本公開買付けで当社の発行済全株式（自己株式及び東幸技研継続保有分を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者及び東幸技研は、以下の方法により、公開買付者及び東幸技研を除く当社の株主に対して、当社株式売却の機会を提供しつつ、公開買付者が、当社の発行済全株式（自己株式及び東幸技研継続保有分を除きます。）を取得することを計画しております。

具体的には、公開買付者は、現時点では、当社の発行済全株式（自己株式及び東幸技研継続保有分を除きます。）を取得することを可能にするため、①当社の定款の一部を変更し、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すこと（以下「議案②」といいます。）、並びに③会社法第171条第1項及び上記各変更後の定款に基づき、当社が全部取得条項付の当社普通株式の全部（自己株式を除く。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること等の議案を含む株主総会、並びに議案②を承認する議案を含む当社普通株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の開催（以下、併せて「本株主総会」と総称します。）を提案する意向を有しており、当社は、この要請に応じることを検討しています。公開買付者及び東幸技研は、本公開買付けが成立した場合には当社の総議決権の少なくとも3分の2以上を所有することになる予定であり、添付資料1：「本公開買付けの概要」の「(11) ③ 対象者株券等に関して締結されている重要な契約」に記載されている議決権共同行使契約に基づき本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案につき本株主総会において承認された場合には、当社の発行する全ての株式は全部取得条項付の普通株式とされた上で、全て当社に取得され、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数に1株に満たない端数がある株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格につい

ては、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における当社の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者及び東幸技研が当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、公開買付者及び東幸技研以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断するため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関して株主の皆様において自らの責任にて弁護士等にご確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付するという前述の方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の株主の当社株式の保有状況等によって、公開買付者と東幸技研はそれと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者と東幸技研は、公開買付者及び東幸技研以外の当社の株主に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。以上の場合における具体的な手續については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表致します。

新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当社の新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に対し、新株予約権を消却するために必要な手續を行うことを要請し、当社は、かかる要請に応じて、新株予約権を消却するための必要な手續を行う場合があります。

なお、本公開買付けは、前述の株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、前述の各手續における税務上の取扱については、株主の皆様により税務専門家にご確認下さい。

⑦ 上場廃止となる見込み

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、本資本再編により、公開買付者及び東幸技研によって当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）を所有することを予定していますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。なお、上場廃止後は、当社株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

- 3 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。
- 4 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。
- 5 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。
- 6 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

本公開買付けの概要

本公開買付けの概要は以下のとおりです。なお、本項において「対象者」とは当社のことを指します。

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 11 月 6 日（火曜日）から平成 19 年 12 月 26 日（水曜日）まで(35 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(2) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 2,214 円

② 新株予約権

1) 第 6 回新株予約権 1 個につき金 1 円

2) 第 7 回新株予約権 1 個につき金 1 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

1). 普通株式

公開買付者は、モトローラがその間接的な完全子会社であるモトローラ LMR ホールディング株式会社を通じてその発行済株式の全てを間接的に保有する株式会社であり、本公開買付けにおいて対象者の株式及び新株予約権を取得することを目的として設立されました。公開買付者及びモトローラは、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「買付価格」といいます。）を決定するにあたり、モトローラのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）より提出された対象者の株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）を参考にしました。野村証券は市場株価平均法、類似会社比較法、DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、各手法を用いた対象者の株式価値の算定結果がレンジとして示されております。公開買付者及びモトローラは、株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、市場株価平均法による算定結果の最低値である 1,573 円から DCF 法による算定結果の最高値である 2,613 円を対象者の株式価値のレンジと判断し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、検討を進めました。更に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉結果等も踏まえ、最終的に買付価格を 1 株あたり 2,214 円と決定いたしました。なお、買付価格は、平成 19 年 11 月 2 日の終値の 1,600 円に対して 38.4%（小数点第二位以下四捨五入）、平成 19 年 11 月 2 日から遡る直近 3 ヶ月の市場株価終値平均 1,573 円（小数点以下四捨五入）に対して 40.8%（小数点第二位以下四捨五入）のプレミアムを付した価格になります。

2). 新株予約権

平成 19 年 5 月 31 日現在における第 6 回新株予約権の 1 株当たりの払込金額は 917 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 2,214 円を下回っております。平成 19 年 5 月 31 日現在における第 7 回新株予約権の 1 株当たりの払込金額は 1,434 円であり、本公開買付けの

普通株式1株当たりの買付価格2,214円を下回っております。

しかしながら、第6回新株予約権及び第7回新株予約権はいずれも、対象者及び対象者関係会社の取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、①新株予約権の割当てを受けた者が対象者又は対象者関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当該取締役、監査役又は従業員は割当てを受けた一切の新株予約権を行使できないとされ、②新株予約権は対象者又は対象者子会社の取締役、監査役若しくは従業員又はこれらの代理人若しくは相続人のみが行使できるとされ、また、③新株予約権の譲渡については対象者取締役会の承認を要するものとされ、又は新株予約権者は対象者との割当契約に基づき、新株予約権の全部又は一部の譲渡、質入れその他の処分が禁止されております。そのため、公開買付者は、本公開買付けにより当該新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。

なお、第6回新株予約権は、公開買付期間の末日までに行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。第7回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。

② 算定の経緯

モトローラ及び対象者は、平成18年2月頃より、まずOEM（相手先ブランド製造）の形態による無線機器事業アライアンスの可能性を検討するための協議を開始しました。その後、両社は、平成18年9月頃までの長期間、事業アライアンスの可能性について検討を続けると共に、ジョイントベンチャーによる事業共同の可能性についても検討を致しました。平成18年9月には、モトローラと対象者は、開発供給契約を締結しました。当該契約締結以降にも、モトローラと対象者は、少数資本参加から完全な買収まで含めてジョイントベンチャーの組成の可能性を中心に協議を重ね、かかる協議を通じて、両社は、お互いが望ましいビジネスパートナーとして、無線通信事業における各々の強みを統合し、両社がより良いサービスを顧客に提供し、競争の激化する市場における競争力を増強し、事業の成長を促進させることが重要であることを相互に認識するに至りました。また、両社は、かかる統合による事業強化を最大限に実現させるためには、変化する市場環境に柔軟に対応して、経営資源を効率よく配分しうる体制を整えることが必要であり、また、他方で対象者の現在の事業運営における強みを保持するために連続的な経営体制が不可欠であることから、対象者事業に理解のある共同事業者との、公開買付けによるジョイントベンチャーが、望ましい手段であるという基本的理解に至りました。これらの協議の経緯を踏まえ、以下のとおり買付価格を決定しました。

1) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者及びモトローラは、本公開買付けにおける買付価格を決定するに当たり、野村証券より対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成19年11月2日に取得しております。

2) 意見の概要

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、各手法を用いた対象者の株式価値の算定結果がレンジとして示されております。

3) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者及びモトローラは、上記の算定結果を参考にしつつ検討を進めました。また、本公開買付けの結果、対象者が上場廃止となる可能性があることから、対象者の株価水準に対しては一定のプレミアムを考慮した方が望ましいと考え、過去の発行者以外の者による株券等の

公開買付けの事例における、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ、かつ、対象者との協議・交渉の結果なども踏まえ、更に対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通しなどを勘案し、モトローラは買付価格を 1 株あたり 2,214 円と決定し、公開買付者は平成 19 年 11 月 5 日開催の株主総会で当該買付価格を承認いたしました。なお、新株予約権の買付価格については、モトローラは、上記「①算定の基礎」の「2) 新株予約権」において記載の理由に基づき、新株予約権 1 個当たり 1 円と決定し、公開買付者は上記株主総会で当該買付価格を承認いたしました。

4) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

対象者においては、公開買付者、モトローラ、東幸技研、長谷川淳氏及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーより、対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」を取得し、また、対象者は、公開買付者との協議及び交渉並びに本公開買付けの内容の検討に際して、弁護士法人大江橋法律事務所から法的助言を適宜得ております。これらの内容・助言も参考にしながら、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当該諸条件は妥当であり、対象者株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をしています。

5) 利益相反を回避するための措置

対象者取締役のうち、長谷川淳氏は、東幸技研の支配株主であり、また公開買付者との間で本公開買付けに関して契約を締結していることから、本公開買付けにおける利益相反回避の観点から、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておらず、また、上記 4) に記載の対象者の取締役会の審議及び決議には参加していません。

③ 算定機関との関係

野村證券は、公開買付者及びモトローラの関連当事者には該当しません。

(4) 買付予定の株券等の数

①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した買付予定の下限	③株式に換算した買付予定の上限
3,479,900株	3,479,900株	— 株

(注 1) 本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」及び「株式に換算した買付予定の下限」に記載した数 (3,479,900株。以下「買付予定数」といいます。) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります。(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。) なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

(注 3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注 4) 公開買付期間の末日までに第 6 回新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。なお、第 7 回新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付期間中に行使される可能性はありません。

- (注5) 株券等のうち新株予約権証券については、各新株予約権の発行要項に基づき、新株予約権1個あたり100株として換算しています。
- (注6) 本公開買付けにおいて、公開買付者が取得する株券等の最大の数は、対象者が平成19年6月28日に提出した第52期有価証券報告書に記載された数値を基準とすると、株式に換算して6,959,588株となります。これは、上記有価証券報告書に記載された発行済株式総数7,085,250株に、第6回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数203,500株を加え、平成19年3月31日現在において対象者が保有する自己株式329,162株を控除した株式数です。但し、東幸技研が本公開買付けにおいて応募しないことに合意した1,391,940株を除く場合、本公開買付けにおいて公開買付者が取得する株券等の最大の数は5,567,648株となります。

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	20,741個	(買付け等前における株券等所有割合30.71%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	34,799個	(買付け等後における株券等所有割合65.49%)
対象者の総株主等の議決権の数	67,543個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年6月28日に提出した第52期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数です。
- (注3) 本公開買付けにおいては、単元未満株式及び第6回新株予約権が行使されることにより発行又は移転される対象者株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数67,543個に単元未満株式に係る議決権の数17個(上記有価証券報告書記載の単元未満株式1,850株から、対象者が保有する単元未満自己株式62株(平成19年3月31日現在)を控除した1,788株に係る議決権の数)を加え、さらに対象者の発行した新株予約権が行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数683,500株にかかる議決権の数6,835個を加え、分母である「対象者の総株主等の議決権の数」を74,395個として計算しています。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注5) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者により所有される株券等に係る議決権の総数を示すものです。但し、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としていますが、特別関係者である東幸技研がその保有する対象者株式のうち東幸技研継続保有数を本公開買付けに応募しないことについて合意しているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、東幸技研継続保有分にかかる議決権(13,919個)のみを、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として、分子に加算しています。
- (注6) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、第7回新株予約権が行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式を除いた場合、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

(6) 買付等に要する資金 7,704,498,600円

(注1) 買付等に要する資金は、買付予定数に普通株式1株当りの買付価格を乗じた金額を記載しています。但し、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、第52期有価証券報告書記載の対象者株式の発行済株式総数7,085,250株に公開買付期間の末日までに第6回新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数203,500株を加え、本公開買付けにおいて取得する予定のない自己株式329,162株(平成19年3月31日現在)を差引いた6,959,588株を全て買付けた場合の買付代金は15,408,527,832円に、公開買付期間の末日までに行使される可能性のない第7回新株予約権(買付代金1円)4,800個を全て買付けた場合の買付代金4,800円を合計した買付代金は最大15,408,532,632円となります。なお、東幸技研が対象者の株式のうち東幸技研継続保有分1,391,940株を本公開買付けに応募しないことに合意しているため、東幸技研継続保有分1,391,940株を除く、最大5,567,648株を本公開買付けにより買付ける場合、公開買付期間の末日までに行使される可能性のない第7回新株予約権(買付代金1円)4,800個を全て買付けた場合の買付代金4,800円を合計した買付代金は最大12,326,777,472円となります。

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成20年1月8日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(3,479,900株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

応募株券等の総数が買付予定数(3,479,900株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。公開買付けの撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下「法」といいます。)第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(9) 公開買付開始公告日

平成 19 年 11 月 6 日(火曜日)

(10) 公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(11) その他

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

1) 対象者取締役会の賛同

対象者は、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っております。

2) 公開買付者と対象者との間の契約

公開買付者、モトローラ及び対象者は、平成 19 年 11 月 5 日付で、公開買付契約を締結し、モトローラ、対象者及び長谷川淳氏は、平成 19 年 11 月 5 日付で、経営委任契約を締結しております。また、後記「③ 対象者株券等に関して締結されている重要な契約」に記載のとおり、公開買付者、モトローラ、東幸技研及び対象者は、平成 19 年 11 月 5 日付で、株主間契約を締結しております。

公開買付契約の概要については、以下に記載のとおりです。

- I. 公開買付者は、当該契約に記載された内容で本公開買付けを行い、対象者は、本公開買付けに賛同することその他公開買付者による本公開買付けの準備に協力する。
- II. 対象者は、契約締結の権限、その資産負債、重要な契約及び法令順守等、並びに重大な悪影響を与える事象の不存在等について、表明保証を行い、公開買付者及びモトローラは、公開買付資金の準備及び契約締結の権限等について、表明保証を行う。
- III. 対象者は、本公開買付けの決済完了までの間、通常の業務に従って事業経営を行い、合併その他当該契約に定められた一定の行為を行わない。
- IV. 対象者は、第三者との間で対象者又はその子会社の事業結合に関する協議又は検討を行わず、第三者に対して勧誘を行わない。但し、対抗的公開買付については、この限りではない。対抗的公開買付けが開始され、対象者の取締役会が、当該対抗的公開買付けが対象者の株主により有利であると判断した場合には、賛同表明を撤回することができる。
- V. 契約当事者の表明保証違反若しくは重大な義務違反若しくは前提条件の不成就の場合又は本公開買付けが平成 20 年 2 月 19 日までに完了されなかった場合には、当該契約は解除しうる。
- VI. 契約上の表明保証、誓約事項その他の義務は、本公開買付けの決済完了後も存続するが、一部の表明保証は本公開買付けの決済後 15 ヶ月間のみ存続する。契約当事者はその表明保証違反又は義務違反により他の当事者の被った損害等を補償する。

経営委任契約の概要については、以下に記載のとおりです。但し、当該契約は、本公開買付けによる買付け等の決済が完了した時点において効力を生じます。

- I. 対象者は、従前と実質的に同様の条件にて長谷川淳氏を代表取締役社長 C E O に任命する。
- II. 長谷川淳氏は、在任中及び退任後一定期間、競業避止義務を負う。

3) 公開買付者と対象者役員との間の合意

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である長谷川淳氏から、公開買付コミットメント契約に基づき同氏が保有する対象者普通株式の全株を本公開買付けに応募すること及び対象者の全ての新株予約権を放棄することについて同意を得ております。公開買付者と長谷川淳氏との間の合意の概要については、後記「③ 対象者株券等に関して締結されている重要な契約」及

び前記「① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」の「2) 公開買付者と対象者との間の契約」をご参照下さい。

4) 公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

モトローラは、米国を本拠とし、世界中で事業展開している、革新的なワイヤレス及びブロードバンド通信技術並びに関連電子部品を有する企業として知られています。1928年の設立以降、モトローラは、政府機関、企業及び商業用モバイル機器の分野において、音声及びデータワイヤレス通信をリードして参りました。1940年「ハンディー・トーキー」という世界初の携帯型双方向無線通信機を開発して以来、モトローラは事業分野を拡大し、多くの事業分野へ幅広い無線通信機器製品を提供して参りました。モトローラの主要な事業分野は、エンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業（政府機関、企業及びモバイルサービス提供者のための双方向無線機器並びに音声通信機器製品及びサービス）、ホーム・ネットワーク・モビリティ事業（ケーブル、衛星放送、有線放送及び無線サービス業者向けの、家庭及びブロードバンドアクセスシステム用のデジタルビデオソリューションを含む、多様なブロードバンドシステム）及びモバイルデバイス事業（統合ソフトウェア及び付属品を含む携帯電話等の無線端末）で構成されております。このうち、エンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業における官公庁、パブリックセーフティ部門においては、世界中で公共安全機関、政府機関、医療機関、タクシー及び警備会社等の企業並びに一部の製品については個人のお客様に対し、移動通信無線機器の製造販売を行っております。そのような中、モトローラは、双方向無線機器事業を拡大するとともに、移動通信無線機器製品の範囲を拡張することができるような事業協力を行うことを検討して参りました。対象者はアマチュア無線において高い評価を受けており、アマチュア無線分野で事業を行っていないモトローラに、同分野でのプレゼンスをもたらすこととなります。また、対象者は、モトローラがあまり供給していない種類の移動無線通信機器製品を有しています。

対象者は、日本及び全世界において、無線通信機器及び情報通信機器の製造及び販売を主たる事業として行っている企業であります。対象者は、昭和31年に設立され、昭和33年にはSSB無線機の製造販売を開始しました。対象者の事業は当初アマチュア無線機器製品を中心に築かれてきましたが、今日では世界中で販売されている移動通信機器、海上無線及び航空無線にもその事業が拡大されています。対象者はその高品質な製品によって世界において認知されており、特に移動無線通信機器の分野では、ボリュームゾーンでのソリューションで強いブランド力を発揮しております。対象者は、平成3年の株式公開以来、海外での事業展開に注力して参りました。重点事業分野に集中した通信機器のスペシャリストとして、対象者は、主としてその製品の潜在的需要のある対象地域において販売代理店を通じた販売活動により、グローバルにかつ積極的に事業活動を行って参りました。移動通信機器には、消費者向け製品（主として個人顧客が購入し、レジャー、レクリエーションまたはグループ活動等のプライベートな用途で用いられる、ファミリー無線とも呼ばれる製品）と業務用無線（業務の基幹となるまたは事業に不可欠な業務用通信のために、企業または団体が主として購入する製品）を含みます。対象者は、移動通信機器の業務用無線の分野において新しいデジタル技術を採用した買い替え製品需要の活性化とともに、世界中の新興国市場における新たな需要に適応したコスト効率に優れた製品の需要の拡大が期待される中、今後の大きな成長機会を確保するためには、グローバルな販売ネットワークの拡充により新興国市場におけるグローバルなプレゼンスを確立することが経営課題であると認識して参りました。

無線通信機器市場においては、特に新興国市場を中心として近年急速に競争がグローバルに過熱するとともに、革新的な技術の普及に伴って新規に市場へ参入する競合他社がある一方で、

他のワイヤレス通信技術の発達に伴い、隣接技術市場からの競争圧力も高まりつつあります。モトローラは、かかる事業環境において、移動通信無線事業における新たな成長を促進するために、ボリュームゾーン製品を中心として製品ラインを整備し、より幅広い製品を供給できる体制を構築することといたしました。さらに、モトローラはボリュームゾーン製品の研究開発を促進することのできるエンジニアリングチームを必要としておりました。モトローラはこのように幅広い製品ラインをグローバルに構築された営業体制を通じて販売することにより、世界中のより多くのお客様に幅広い高品質の製品を販売することが可能となるものと信じており、その事業体制の中でかかる事業戦略を進めるパートナーとして、補完的な製品ラインと優れた製品開発力を持つ対象者を最適の候補であると考えました。モトローラ及び対象者は、平成 18 年 2 月頃より、まず OEM（相手先ブランド製造）の形態による無線機器事業アライアンスの可能性を検討するための協議を開始しました。その後、両社は、平成 18 年 2 月頃から 9 月頃までの間、事業アライアンスの可能性について検討を続けると共に、ジョイントベンチャーによる事業共同の可能性についても検討致しました。そして平成 18 年 9 月には、モトローラと対象者は、開発供給契約を締結しました。当該契約締結以降にも、両社は、少数資本参加から完全な買収まで含めてジョイントベンチャーの組成の可能性を中心に協議を重ね、かかる協議を通じて、両社は、お互いが望ましいビジネスパートナーとして、無線通信事業における各々の強みを統合することにより、両社がより良いサービスを顧客に提供し、競争の激化に対応することが重要であることを相互に認識するに至りました。また、両社は、統合による事業強化を最大限実現させるためには、変化する市場環境に柔軟に対応して、経営資源を効率よく配分しうる体制を整えることが必要であり、また、他方で対象者の現在の事業運営における強みを保持するために連続的な経営体制が不可欠であることから、対象者事業に理解のある共同事業者との、公開買付けによるジョイントベンチャーが、望ましい手段であるという基本的理解に至りました。モトローラは、対象者の最大株主としてこれまで対象者の安定した経営を支えてきた企業であり、対象者代表取締役である長谷川淳氏が支配株主であり、対象者の事業経営に対して最も理解が深い東幸技研がかかる共同事業者とし、本公開買付け後も従来の経営陣が引き続き会社経営に携わることにより、対象者が独立した日本企業として安定した経営を行っていくことが可能となると考え、東幸技研との間で、様々な形態によるジョイントベンチャーの形態と条件に関して、協議を開始するに至りました。モトローラ、東幸技研及び東幸技研の支配株主であり対象者の代表取締役社長でもある長谷川淳氏は、誠実に協議を重ねた結果、平成 19 年 4 月 5 日に、モトローラが対象者発行済株式の 80%を保有し、東幸技研が現在の持株比率約 29%のうち 20%を所有し続ける形態での公開買付けを通じたジョイントベンチャーの可能性について各当事者の基本的な理解を確認する内容の拘束力のない基本合意を締結するに至りました。その後、本公開買付け及びその後のジョイントベンチャーの検討に対象者も加わり、平成 19 年 8 月以降最終契約の交渉及びデューデリジェンスを実施して参りました。

かかる長期の協議検討及び交渉の過程を経て、平成 19 年 11 月 5 日、公開買付者、モトローラ、東幸技研及び長谷川淳氏は、公開買付コミットメント契約その他の最終契約を締結し、公開買付者は、合意された買付価格等の条件に従って本公開買付けを開始すること、東幸技研は、その保有する対象者普通株式 2,074,140 株のうち、682,200 株について本公開買付けに応募し、残り 1,391,940 株（対象者の発行済株式 7,085,250 株から対象者の保有する自己株式 329,100（単元未満株部分を除く。）株を除き、第 6 回新株予約権 2,035 個の目的たる株式 203,500 株を加えた 6,959,650 株の 20%に該当します。）については本公開買付けに応募せず継続して保有すること、長谷川淳氏はその保有する対象者普通株式 475,995 株の全部を応募すること等を合意しました。また、公開買付者、モトローラ及び対象者は、平成 19 年 11 月 5 日、本公開買付けの基本的な条件について合意する公開買付契約を締結しました。これらの最終契約についての概要については、後記「③ 対象者株券等に関して締結されている重要な契約」

もご参照下さい。

5) 利益相反回避措置の内容

対象者は、代表取締役社長である長谷川淳氏が、東幸技研の支配株主であり、また公開買付者、東幸技研及びモトローラとの間で本公開買付けに関して契約を締結していることから、本公開買付けにおける買付け等の価格の公正性を担保するための措置の一つとして、公開買付者、モトローラ、東幸技研、長谷川淳氏及び対象者から独立した第三者機関である大和証券エスエムビーシーより、平成 19 年 11 月 5 日付で、対象者の株式につき本公開買付けが実施された場合の買付価格の妥当性を検討する際の参考資料として、対象者の株式価値について各種分析が記載されている「株式価値算定書」を受領しました。当該算定書では、市場株価法、DCF 法及び時価純資産価額法の各手法を用いて総合的に評価した結果、対象者の 1 株当たりの株式価値評価のレンジは 1,531 円から 2,630 円が相当であると報告されています。対象者の取締役会は、当該算定書において報告された前述の評価方法及び対象者の 1 株当たりの株式価値評価レンジを参考に検討した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格が妥当と判断しました。また、対象者は、公開買付者との協議及び交渉並びに本公開買付けの内容の検討に際して、弁護士法人大江橋法律事務所から法的助言を適宜得ております。対象者は、これらの内容・助言も参考にしながら、上記のとおり、平成 19 年 11 月 5 日開催の取締役会において、決議に参加しなかった長谷川淳氏を除く対象者取締役 7 名全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨決議し、あわせて本公開買付けに係る最終契約の締結を承認する旨決議致しました。なお、対象者取締役のうち、長谷川淳氏は、東幸技研の支配株主であり、また公開買付者との間で本公開買付けに関して契約を締結していることから、本件公開買付けにおける利益相反回避の観点により、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておらず、また、対象者の上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、対象者の社外監査役を含むいずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに、特に異議はない旨意見を述べております。

② 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

1) 公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、本資本再編(本文 2. (2)「⑥ 本公開買付け後のいわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。)により、公開買付者及び東幸技研によって対象者の発行済全株式(自己株式を除きます。)を所有することを予定していますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者株券をジャスダック証券取引所において取引することができません。

2) 対象者は、本日、ジャスダック証券取引所において、「平成 20 年 3 月期中間業績予想との差異に関するお知らせ」を公表しておりますので、そちらもあわせてご参照下さい。

③ 対象者株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付者、モトローラ、東幸技研及び長谷川淳氏は、本公開買付けに際して、本公開買付けの目的及び内容並びに本公開買付け後の対象者の経営における各当事者の役割を定めるため、平成 19 年 11 月 5 日付けで、①公開買付コミットメント契約、②議決権共同行使契約、③株主間契約、④株式買取オプション及びプット契約、及び⑤東幸技研資産買取オプション契約を締結しておりま

す。これらの契約の概要については、以下に記載のとおりです。

1) 公開買付コミットメント契約

公開買付コミットメント契約は、公開買付者、東幸技研、モトローラ及び長谷川淳氏との間で締結され、その概要は以下のとおりです。

- I. 公開買付者は、本公開買付けを、合意された買付価格その他の条件によって、開始する。東幸技研は、その保有する対象者普通株式 2,074,140 株のうち、682,200 株を本公開買付けにおいて応募し、残り 1,391,940 株については、本公開買付けへの応募その他の処分をせず、継続して保有する。長谷川淳氏は、その保有する対象者普通株式 475,995 株の全部を本公開買付けにおいて応募し、公開買付けの完了後にその保有する対象者新株予約権を放棄する。
- II. 東幸技研及び長谷川淳氏は、その保有する対象者普通株式及び契約締結の権限等について、また、公開買付者及びモトローラは公開買付資金の準備及び契約締結の権限等について、表明保証を行う。
- III. 東幸技研及び長谷川淳氏は、その保有する対象者株式につき譲渡等の処分又はその議決権の信託等を行わず、本公開買付けの実行を妨げるような株主総会議案に対して賛成しない。長谷川淳氏は東幸技研の所有権の変更を行ってはならず、東幸技研の資産に対し担保を設定しない。
- IV. 契約当事者の表明保証違反若しくは重大な義務違反若しくは前提条件の不成就の場合又は本公開買付けが平成 20 年 2 月 19 日までに完了しなかった場合には、当該契約は解除しうる。
- V. 契約上の表明保証、誓約事項その他の義務は、本公開買付けの決済後も存続するが、一部の表明保証は、本公開買付けの決済後 6 ヶ月間のみ存続する。契約当事者はその表明保証違反又は義務違反により他の当事者の被った損害等を補償する。

2) 議決権共同行使契約

議決権共同行使契約は、公開買付者、東幸技研及び長谷川淳氏との間で締結され、その概要は以下のとおりです。

東幸技研は、本公開買付けが成立し、完了した場合で、かつ公開買付者が対象者の発行済株式の 3 分の 2 を下回る株式を取得した場合には、本資本再編の完了までの間、その保有する対象者株式の東幸技研継続保有分につき、公開買付者と協調して議決権を行使する。

3) 株主間契約

株主間契約は、公開買付者、モトローラ、東幸技研及び長谷川淳氏及び対象者との間で締結され、その概要は以下のとおりです。但し、当該契約は、本公開買付けによる買付け等の決済が完了した時点において効力を生じます。

- I. 本公開買付け及び本資本再編により、あわせて対象者の発行済株式の全て（自己株式を除く。）を取得した場合には、公開買付者が発行済株式の全て（自己株式を除く。）の 80% を取得し、東幸技研が残り 20% を当初保有する。
- II. 対象者の代表取締役社長である長谷川淳氏が本公開買付け後も引続き代表取締役社長 CEO としての対象者の経営に当たり、取締役会に報告を行うこととする。また、対象者の他の 4 名の取締役は、対象者の株主総会の正式な承認を得ることを条件として、本公開買付け後、公開買付者が派遣する。

- Ⅲ. 代表取締役社長である長谷川淳氏に加え、現在の対象者の他の経営陣は全員、取締役ではなく、執行役員会のメンバーである執行役員として、対象者の業務運営に当初参加させる。
- Ⅳ. 定款の変更、合併その他の対象者を含む事業統合など当該契約に定められた一定の重要な事項については、公開買付者及び東幸技研の承諾なく、これを行うことはできない。
- Ⅴ. 対象者がその事業遂行に当たり、資金が必要となり、自己で調達できない場合には、公開買付者及び東幸技研は株式保有比率に応じて保証し、又は資金提供を行うことができる。
- Ⅵ. 公開買付者と東幸技研は、その関連会社に譲渡する場合等一定の例外を除き、その保有する対象者株式を譲渡してはならない。
- Ⅶ. 公開買付者が、株式買取オプション及びプット契約に定められる一定の事象の発生後、対象者株式を譲渡しようとする場合には、東幸技研は先買権を有する。
- Ⅷ. 公開買付者、東幸技研及び対象者はそれぞれ契約締結の権限等について、表明保証を行う。

4) 株式買取オプション及びプット契約

株式買取オプション及びプット契約は、公開買付者、東幸技研、モトローラ及び長谷川淳氏との間で締結され、その概要は以下のとおりです。

- Ⅰ. 公開買付者は、(i) 本資本再編の完了後 5 年の経過、(ii) 東幸技研の支配権の変動、(iii) 長谷川淳氏の死亡又は永久障害、(iv) 長谷川淳氏の対象者代表取締役社長 CEO からの退任等の事象が生じた場合には、東幸技研より、東幸技研の保有する対象者株式の全部を買い取ることができる。
- Ⅱ. 東幸技研は、公開買付者に対して、東幸技研の保有する対象者株式を買い取れることを請求することができる。
- Ⅲ. 対象者株式の価格は、対象者の本公開買付における総株主価値を基準として一定の調整を行い、必要に応じて協議の上買取りまでに決定し、法令に従って買取りを行う。
- Ⅳ. 公開買付者及び東幸技研はそれぞれ契約締結の権限等について、表明保証を行う。

5) 資産買取オプション契約

資産買取オプション契約は、公開買付者、東幸技研、モトローラ及び長谷川淳氏との間で締結され、その概要は以下のとおりです。

- Ⅰ. 東幸技研は、(i) 東幸技研が公開買付者に対し対象者の株式を譲渡したことにより対象者の株式を保有しなくなった場合又は長谷川淳氏が一定の理由で対象者の代表取締役でなくなった場合には、6 ヶ月以内に、(ii) 対象者がその取締役会決議によって、海上、アマチュア及び航空無線事業（以下「対象事業」といいます。）を譲渡等することを決議した場合には、3 ヶ月以内に、対象者から、対象事業のみに係る資産負債等を買取ることができる。
- Ⅱ. 対象事業に係る資産負債等の売買価格は、原則として 20 億円とし、譲渡対象が対象事業全部でない場合には、当事者間で誠実協議の上定める。
- Ⅲ. 公開買付者及び東幸技研はそれぞれ契約締結の権限等について、表明保証を行う。

以 上

モトローラ、バーテックス スタンダードの支配権取得に向け公開買付け開始 東幸技研とジョイントベンチャー組成へ

モトローラの双方向無線通信機器の製品ライン、開発技術の向上及び販売網を拡充

モトローラ・インク(ニューヨーク証券取引所: MOT)は本日、その子会社である株式会社MIを通じて、グローバルな双方向無線通信機器会社である株式会社バーテックス スタンダード (JASDAQ: 6821)の支配権取得に向けて公開買付けを開始することをお知らせいたします。本公開買付け及びその後の資本再編が完了いたしますと、モトローラはバーテックス スタンダードの発行済株式の80%を保有し、一方で東幸技研は同20%の保有を維持することで、両社はジョイントベンチャーを組成します。東幸技研株式会社は、バーテックス スタンダードの社長兼最高経営責任者である長谷川淳氏がその支配株主である会社です。バーテックス スタンダードの取締役会は、本日、本公開買付けに賛同の意を表明しております。

バーテックス スタンダードの社長兼最高経営責任者である長谷川淳氏は次のように述べています。「私たちのビジネスにとって、双方向無線通信機事業のリーダーであり、かつパイオニアでもあるモトローラは、素晴らしい戦略的パートナーです。ジョイントベンチャーによって、バーテックス スタンダードは、モトローラの世界的な販売ネットワークを利用し、更なる成長を遂げる機会を得ることになります。同時に、モトローラの世界的な規模と各種資源の利益を受けて、コスト削減も期待できます。バーテックス スタンダードは、モトローラと組むことによって、世界中のプロ及び一般消費者のお客様に、新しく革新的な双方向無線通信機器を提供し得る、より強固な地位を築きあげます。」

モトローラの官公庁・商業市場部門のシニアバイスプレジデントのマーク・ムーン (Mark Moon) は次のように述べています。「ジョイントベンチャーにより、モトローラとバーテックス スタンダードは、ワールドワイドで新たな地域及びお客様に対して、あわせてより広範な製品を提供することができます。私たちは、世界中の双方向無線通信機器のお客様のより多くの需要に対応しうることとなる、今回の取引の発表を大変うれしく思います。私たちは、長谷川淳氏が今後ともリーダーシップを発揮し、新たなジョイントベンチャーを成功へ導くことに期待を寄せています。」

本公開買付けの買付価格は普通株式一株当たり2,214円(約19.38USドル)とします。当該価格は、2007年11月2日のジャスダック証券取引所におけるバーテックス スタンダードの普通株式の終値1,600円に38.4%、11月2日までのジャスダック証券取引所におけるバーテックス スタンダードの普通株式の終値の3ヶ月平均1,573円に40.8%のプレミアムを付した価格です。

完全希薄化後の発行済株式の80%を取得する場合の公開買付価格の総額は約123億円(約10.8億USドル)です。

バーテックス スタンダードは、移動通信無線機器分野で先駆的な地位を占めており、エントリーレベルの高価値製品分野においては、特に強いブランド力を有しています。ジョイントベンチャーでは、バーテックス スタンダードブランド製品の開発及び販売、そして一部のモト

ローラブランド製品の開発を行う予定です。モトローラブランドは、高機能ハイティア製品へ集中し、今後ともモトローラの既存販売ネットワークを通じて販売する予定です。

ジョイントベンチャーは、急速に高まる双方向無線通信機器への需要に対応するため、網羅的な製品ラインの拡充、開発を進めます。バーテックス スタンダードは、アマチュア無線、海上無線及び航空無線（アビオニクス）分野においても強みを有しており、モトローラはこれらの分野においても新たなビジネス機会を得ることができます。さらに、バーテックス スタンダードの製品は、モトローラ製品との間で補完的な関係にあり、モトローラの官公庁・パブリックセーフティー事業に更に幅と深みを与えることとなります。また、ジョイントベンチャーを通じてモトローラは更に技術部門を強化することができます。

本件取引について

本公開買付け及びその後の資本再編が完了いたしますと、バーテックス スタンダードは、ジャスダック証券取引所より上場廃止となります。ジョイントベンチャーは、引続き「株式会社バーテックス スタンダード」の名称で東京に本店を置き、モトローラの子会社となります。

本公開買付けに応募をしなかったバーテックス スタンダードの株主は、本公開買付けの完了後の資本再編において、現金を受け取ることになる予定です。

各種許認可が取得されることその他の一般的な条件が満たされることを前提として、本公開買付けは2008年1月初旬に終了の予定です。モトローラは、法令に基づき開始日より60営業日以内に本公開買付けを終了すべきこととなります。

モトローラについて

モトローラは、ワイヤレス通信とブロードバンド通信における革新性とリーダーシップで世界にその名が知られています。当社は、「シームレス・モビリティ」のビジョンを掲げ、人々が簡単に、そしてシームレスに、必要とする相手や情報、エンターテインメントにアクセスできるよう注力しています。そのため、「マストアイテム」製品や「マストドゥ」体験と、強力なネットワークの開発と提供、そして充実したサポートサービスを実現しています。モトローラは、広範な影響力を持つ Fortune 100 の企業として、世界中で事業展開しており、2006 年度の売上は 428 億ドルでした。モトローラに関する詳しい情報は、<http://www.motorola.com>をご覧ください。

バーテックス スタンダードについて

バーテックス スタンダードは、移動通信機器、海上無線及び航空無線及びアマチュア無線通信機器を主たる事業として行っている企業です。株式会社バーテックス スタンダードは1956年に設立され、双方向無線通信機器の分野においては先駆的な技術によって世界的な製造業者の地位を確立しています。株式会社バーテックス スタンダードはお客様の満足を最優先とし、刻々と変化するマーケットの需要に対応する製品を供給し続けて参りました。2007年3月を期

末とする事業年度における売上高は219億8,300万円でした。バーテックス スタンダードに関する詳しい情報は<http://www.vxstd.com/jp/>をご覧ください。

将来予測に基づく表明について

本公開買付けの時間的スケジュール、将来の財務上・業務上の結果、本件取引による利益及びシナジー、並びにその他一切のモトローラまたは株式会社バーテックス スタンダードによる将来の予測、予想、目標、または見通しに関する表明、並びに歴史的事実ではないすべての記載を含め、本プレスリリースに含まれる特定の記載は将来予測に基づく表明と見なされる場合があります。このような将来予測に基づく表明は経営陣の現時点における将来事項に対する評価を示すものであり、実際の結果をそのような将来予測に基づく表明に示された内容とは大きく異ならせるようなリスクと不確さが伴います。実際の結果をそのような将来予測に基づく表明に示された内容から大きく異ならせるような要因には (i) 本公開買付けを遂行するモトローラの能力、(ii) 本件取引の前提となる条件が満たされないこと、または本件取引に必要な許認可が得られない、または期待または予想しているタイミングで得られないこと、(iii) 当事者が、期待されるシナジー及び業務効率を予測されるタイムフレームにおいて、または時期を問わず達成できないこと、(iv) 本件取引後における収益が予想を下回ること、(v) 本件取引後の業務運営コスト、顧客の喪失、事業の混乱（従業員、顧客、クライアント、サプライヤーとの関係維持の困難性を含みます。）が予測を上回ること、(vi) バーテックス スタンダードの重要な従業員の留任、(vii) モトローラが2006年12月31日を末日とする会計年度についてフォーム10-Kにより提出した年次報告書、およびそれ以降にSECに提出した報告書等に記載されたその他の要因が含まれます。モトローラは本プレスリリース中の将来予測に基づくいずれの表明についても更新または改訂するという義務を負わず、またこのような将来予測に基づく表明はそれが発表された日付の時点においてのみ有効であるものとします。

###

モトローラ・インク

メディアコンタクト:

ジェニファー・エリクソン (Jennifer Erickson)

モトローラ・インク

+1 847-435-5320

jennifer.erickson@motorola.com

メアリー・ラム (Mary Lamb)

モトローラ・アジア・パシフィック

+ 852-2966-3717

mary.lamb@motorola.com

インベスターコンタクト:

ディーン・リンドロス (Dean Lindroth)

モトローラ・インク

+1 847-576-6899

dean.lindroth@motorola.com

このプレスリリースは、本公開買付け等を一般に公表するための記者発表分であり、売付け等の勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付者が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。このプレスリリースは、有価証券にかかる売付けの申込みの勧誘、買付けの申込みに該当する、又はその一部を構成するものではありません。このプレスリリースは、本公開買付けに関する契約を構成するものでなく、また契約締結に際してこれらに依拠することは出来ないものとします。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令に遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付けの申込みの勧誘又は買付けの申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。